

④ 訪問介護（ホームヘルプ）

- ・「自立生活支援のための見守りの援助」の明確化（通知改正）
 - ア 訪問介護の自立支援の機能を高める観点から、身体介護と生活援助の内容を規定している通知（老計第10号（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について））について、身体介護として行われる「自立生活支援のための見守りの援助」を明確化する。
- ・身体介護と生活援助の報酬
 - ア 自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価する観点から、訪問介護事業所の経営実態を踏まえた上で、身体介護に重点を置くなど、身体介護・生活援助の報酬にメリハリをつける。
- ・生活援助中心型の担い手の拡大（生活援助従事者研修の創設）
 - ア 訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うこととする。このため、新たに生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等に対応した研修課程を創設することとする。
- ・生活機能向上連携加算の見直し
 - ア 生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、見直しを行う。
- ・同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬（同一建物減算の見直し）
 - ア 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について見直しを行う。
- ・サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化（省令等の改正）
 - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。（告示改正）
 - イ 訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。（省令改正）
 - ウ 訪問介護の所要時間について、標準時間と実際の提供時間が著しく乖離している場合には、サービス提供責任者は、提供時間を記録するとともに、著しくプラン上の標準時間と乖離している場合にはケアマネジャーに連絡し、ケアマネジャーは必要に応じたプランの見直しをすることを明確化する。（通知改正）
 - エ 訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。（省令改正）